指定管理者候補者の決定について

令和２年４月１日から令和７年３月３１日まで長崎市三重地区市民センターの管理運営を行う指定管理者の候補者として次のとおり決定しました。

１　施設の名称　　長崎市三重地区市民センター

２　指定管理者候補者の名称　　三重地区市民センター運営委員会

３　指定管理者の候補者として決定した理由
（非公募で選定した理由、当該団体を決定した理由など）

市民センターは地元密着型の施設であり、地元の住民で構成された運営委員会に委託することにより、住民へのサービス向上が見込めるため、三重地区の住民若しくは住民の代表で組織される三重地区市民センター運営委員会を指定管理者として非公募により選定したもの。